

平成29年度エゾシカ夜間銃猟モデル捕獲事業委託業務 企画提案説明書

1 業務概要

(1) 委託事業名

平成29年度エゾシカ夜間銃猟モデル捕獲事業委託業務

(2) 業務内容

内容の詳細は、別紙「平成29年度エゾシカ夜間銃猟モデル捕獲事業委託業務企画提案指示書」を参照のこと。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成30年3月20日（火）まで

(4) 発注者

北海道

2 企画提案に参加する者（以下「企画提案参加者」という。）に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

キ 道内に営業・運営拠点を有すること。

ク 捕獲及び捕獲に付随する事項を実施する者にあっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩

猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の2の規定に基づく認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者のうち、法第18条の5第1項第2号に基づく夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が、基準に適合する旨の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者であって、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の規定に基づき定められた夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件（平成28年7月環境省告示第70号）を満たした、夜間銃猟の射手となる捕獲従事者を2名以上有すること。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員のいずれかまたは合計で当該従事者を2名以上有すること。

ヶ 過去3年の間に、ニホンジカの生息状況等調査又は研究に係る業務を、国（公団、独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）から受託し、調査結果の分析及び報告書作成を実施し、適切に業務を完了した実績を有すること。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員のいずれかが当該資格を満たすこと。

コ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する

(1) 実施体制・業務遂行能力

ア 過去の業務実績等から、業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制・能力が整っているか。

イ 本業務の目的を十分に理解し、効果的な業務の遂行が期待できる全体スケジュール・妥当な経費積算となっているか。

(2) 企画提案内容

ア モデル捕獲（夜間銃猟）実施

(ア) 捕獲等の方法

- ・調査の方法及び捕獲効果の検証方法は適切か。
- ・捕獲の実施手順・方法・規模は適切か。
- ・効率的・効果的な捕獲となるような工夫をしているか。

(イ) 安全確保策

- ・捕獲従事者、作業従事者の安全管理体制は確保されているか
- ・周辺住民の安全確保及び注意喚起の方法は適切か

(ウ) 関係機関との連携・調整

- ・業務遂行上必要な関係機関との連携・調整方法を把握しているか
- ・関係機関に配慮した事業執行が期待できるか

イ 捕獲個体の回収・処分

- ・捕獲個体の回収方法は適切か。
- ・捕獲個体の処分方法及び受入先は適切か。

ウ 夜間銃猟ガイドライン

- ・ガイドラインの内容、作成に関する考え方は適切か。
- ・本事業の対象地区以外の地域でも活用できるような内容になっているか。

4 手続等

事業の委託に当たり、企画提案の参加希望者から事前に参加資格申請書を徴取して参加資格の要件を審査し、当該要件を有する希望者に企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 担当部局（提出・問い合わせ先）

北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課捕獲対策グループ
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-204-5206（直通）

(2) 参加表明書

- ・提出期限 平成29年8月21日（月）午後5時必着
- ・提出場所 4(1)の担当部局と同じ
- ・提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

(3) 企画提案書

- ・提出期限 平成29年9月 4日（月）午後5時必着
- ・提出場所 4(1)の担当部局と同じ
- ・提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

(4) ヒアリングの実施

企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する（日時及び場所は別途通知する。）。
なお、提出のあった企画提案書を提案した者（以下「企画提案者」という）が多数の場合は、企画提案書の書面審査による予備審査会を開催し、評価が上位の企画提案者を出した者に対し、ヒアリングを行う場合がある。

5 企画提案書の作成上の留意事項

内容の詳細は、別紙「平成29年度エゾシカ夜間銃猟モデル捕獲事業委託業務企画提案指示書」を参照のこと。

6 公募型プロポーザル審査会での受託者の決定方法

当該審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、3の企画提案の審査基準に従って審査委員が審査を行い、審査票での順位点を基本に、得点バランス等を総合的に審議し、1者を選定するものとする。

なお、企画提案者が1者の場合においても、審査を実施する。

また、審査の結果、適当と判断される企画がない場合は、受託者を選定しないことがある。

7 委託契約の方法及び根拠

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の選定

ア 本業務は、捕獲圧の高まりにより、エゾシカの警戒心が高まり、夜間に出没するようになってきている中、道が夜間銃猟における捕獲対策を検討するに当たり、夜間銃猟のモデル捕獲を実施し、安全かつ効果的な夜間銃猟を実施するためのガイドラインを作成することを目的としており、本業務の実施に当たっては、モデル捕獲及びガイドライン作成において、エゾシカの生態に関する専門的知識を有している必要がある。

イ 当該業務は、昨年度の夜間銃猟モデル捕獲の結果を踏まえ、より効果的な捕獲を行うこととしており、その検証を行うために、具体的な手法や実施体制などを考案し実施することや、夜間銃猟を実施するためのガイドラインを作成するためには、あらかじめ業務の最適な処理方法や成果の水準を設定できず、契約に係る仕様を具体的に提示することが困難である。

ウ 以上のとおり、本事業はプロポーザル方式によることができる契約の要件のいずれにも該当することから、予算上限額を提示した上で、豊富な経験と高度な専門知識を有した民間事業者の企画力やアイディアを最大限に活かした企画提案を求め、見積金額の多寡のみによって委託先を決定するのではなく、その中からよりすぐれた企画提案を選定することが最適と判断されるため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するものである。

(3) 根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの）及び北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1(2)（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

8 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した者に対して別途作成・提示する。

9 契約に関する基本事項

委託契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

公募型プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続を経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、北海道財務規則第171条の規定に該当する場合は免除する。

(4) 前払金

受託者は、基本料金の10分の3に相当する額の範囲内で委託料の前払いの請求をすることができる。

(5) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(6) 成果物及び構成素材に関する知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

(7) 個人情報の保護

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。）、北海道個人情報保護条例（平成6年条例第2号。）を遵守すること。

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する様式等及び企画提案書作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者の資格を有していない者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は、無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は、当該提案書を提出した者の了解なく企画提案書の選定以外の目的に使用しないものとす

る。

- エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する場合がある。
- オ 提出期限以降において、参加資格申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- カ 提出された参加資格申請書及び選定された企画提案書は返却しないものとする。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- キ 企画提案参加者に必要とする資格のうち、2（2）のケにおいて実績と認められる業務については、ニホンジカの生息状況等の調査を実施し、調査結果を取りまとめた上で分析、考察を加えている報告書を作成した業務であり、前述の内容が含まれない報告書については実績と認めない。
- ク 業務委託した事業者の名称は公表する。
- ケ 公正性、透明性、客観性を確保するため、提出された企画提案書を開示する場合がある。
- コ プロポーザルの審査結果については公表する。
- サ 企画提案参加者は、企画提案書作成のために北海道から受領した関連資料は、作成後速やかに返却するとともに、北海道の了解なく公表・使用することはできない。
- シ 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合、その他、業務を遂行できない重大な事由が発生した場合は、審査会で審議の上、失格になることがある。
- ス 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として北海道と受託者が協議して決定する。